

共済金の支払いは

1棟ごとにNOSAIが算定した損害額が引受時に選択した下記の金額を超えたときにお支払いします。

①1万円 ②3万円または共済価額の5% ③10万円 ④20万円 ⑤50万円 ⑥100万円

※①は②を選択した方のみ付加できる特約です。①の特約部分の掛金については全額加入者負担となります。

支払共済金	損害額			補償割合
	ハウス本体の時価額	×	損害割合	
	被覆材の時価額	×	損害割合 × 自然消耗割合	
	附帯施設の修繕費	×	時価現存率	
	施設内農作物の価額	×	損害割合 × 分割割合 (病虫害の場合)	
	撤去費用の価額	×	損害割合	
	復旧費用の価額	×	損害割合	
=				× 共済金額 共済価額

NOSAIからのお願い

次のような場合は**すみやかに連絡**をお願いします。

- 被害が発生した場合
- 施設を増改築、譲渡、解体などした場合
- 被覆計画に変更があった場合

注意 連絡がない場合や遅れたりすると共済金が支払われない場合があります。



ご不明な点などは最寄りの支所までお問い合わせください。
ホームページ <http://www.nosai-nagano.or.jp>
メールアドレス info@nosai-nagano.or.jp

**長野県農業共済組合
本所**
〒380-0935
長野県長野市大字中御所字岡田79-5
TEL 026-217-5800
FAX 026-217-5816

□佐久支所
〒384-2102
佐久市塩名田390
TEL 0267-58-2580
FAX 0267-58-2590

□上小支所
〒386-0151
上田市芳田1817-2
TEL 0268-35-3333
FAX 0268-36-4154

□諏訪支所
〒391-0013
茅野市宮川4392-1
TEL 0266-73-3211
FAX 0266-73-3214

□上伊那支所
〒399-4431
伊那市西春近2526
TEL 0265-73-2221
FAX 0265-73-9181

□下伊那支所
〒395-0803
飯田市鼎下山331
TEL 0265-23-7600
FAX 0265-23-7632

□木曽支所
〒397-0001
木曽郡木曽町福島2420-2
TEL 0264-24-2367
FAX 0264-24-3122

□松塩筑支所
〒390-0851
松本市大字島内1666-777
TEL 0263-40-2503
FAX 0263-48-0750

□安曇野支所
〒399-8211
安曇野市堀金鳥川2661-2
TEL 0263-72-5192
FAX 0263-72-5191

□北アルプス支所
〒398-0002
大町市大町1630-1
TEL 0261-22-8488
FAX 0261-22-8240

□北信支所
〒389-1105
長野市豊野町豊野631
(長野市豊野支所庁舎2階)
TEL 026-219-2892
FAX 026-215-3031

□更埴出張所
〒389-0821
千曲市上山田温泉4-15-1
TEL 026-214-3258
FAX 026-214-3236

備えの種をまこう。

園芸施設共済

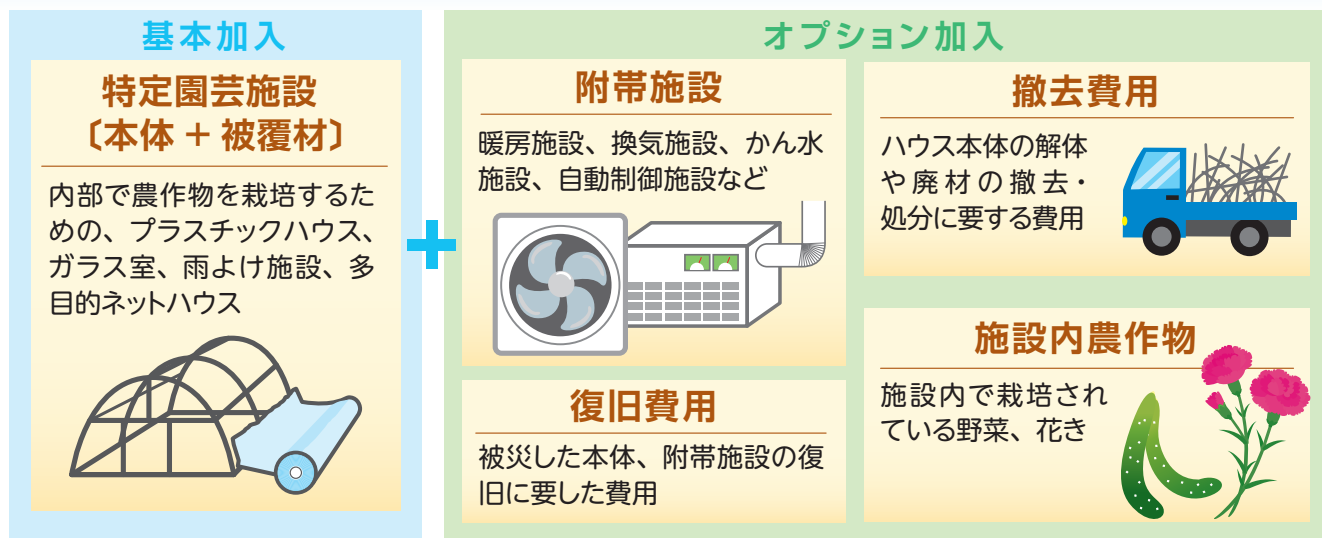
すべてのハウスに**NOSAI**の安心ネットを

令和2年9月2日より補償がさらに充実



加入できるもの

ハウス本体に加えて 4 種類のオプションを組み合わせる加入できます。※自動継続特約を付けることができます。



支払の対象となる災害（共済事故）は



園芸施設共済に加入できる要件は

所有又は管理する農作物の栽培を目的としたハウスの設置面積が**200㎡以上**（ガラス室は100㎡以上）の農家であれば加入できます。※1

なお、**ハウスが複数ある場合は、そのすべてを加入する必要があります。**※2

※1 面積が達していなくても組合員であれば加入できます。 ※2 次のような場合は除外することができます。
 ①耐用年数を2.5倍以上経過している場合（パイプハウスで25年）②他の損害保険等に加入している場合



補償期間（共済責任期間）は

共済掛金の払込みを受けた日の翌日から1年間です。

ただし、本体の設置期間が周年でない場合には、設置期間に合わせて1ヵ月以上1ヵ月単位で加入することができます。

共済掛金の割引措置

- ① 集団で加入することにより共済掛金や事務費賦課金を割引ます。
- ② 骨格の主要部分が**31.8mm以上の径のパイプ**により作られている施設（40-2型）の共済掛金を割引ます。

補償される金額（共済金額）は

ハウス本体等の共済価額の補償割合（付保割合）を最低40%から最高80%の範囲で選択できます。

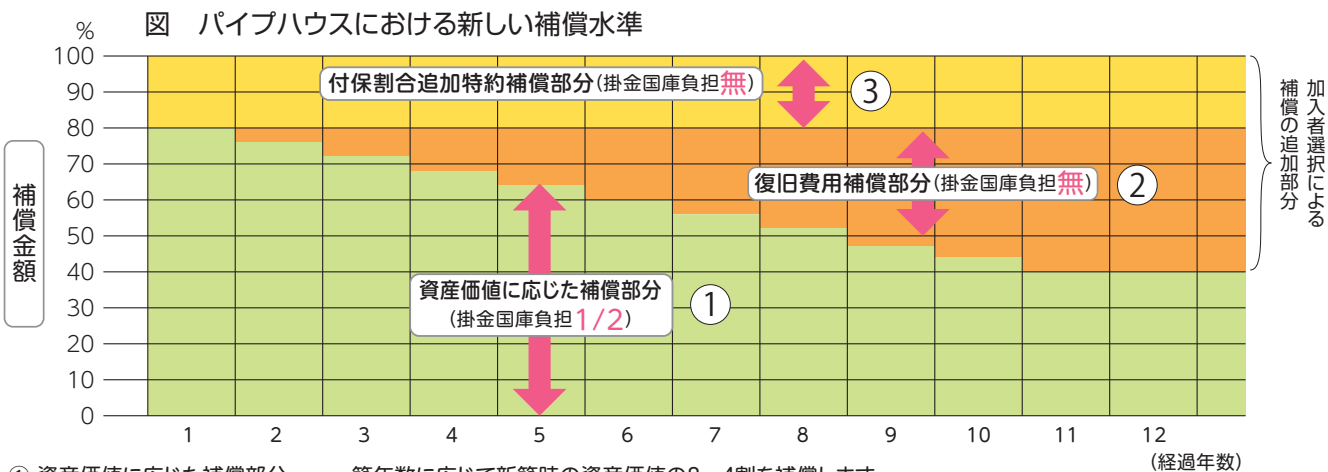
付保割合追加特約を付加すると**最高100%まで**補償されます。

	共済価額	補償割合（付保割合）	共済金額
基本加入	ハウス本体の時価額	× 補償割合の上乗せ特約追加で 最高100%まで	ハウス本体の補償額
	被覆材の時価額		被覆材の補償額
オプション加入	付帯施設の時価額	× 最高80%まで	付帯施設の補償額
	撤去費用の基準額		撤去費用の補償額
	復旧費用の基準額		復旧費用の補償額
	施設内農作物の価額		施設内農作物の補償額

NEW 付保割合の引上げ特約新設と復旧費用の補償引上げ

施設本体、付帯施設については、加入時に特約を付加することにより築年数にかかわらず新築時の資産価値※1 まで補償します。

※1 新築時の資産価値とは標準的な建築価額もしくは実際の建築価額のどちらかで、加入時に加入者が選択した額です。



- ① 資産価値に応じた補償部分・・・築年数に応じて新築時の資産価値の8～4割を補償します。
- ② 復旧費用特約補償分（掛金国庫負担無）・・・復旧を条件に新築時の資産価値の最大8割まで補償します。被覆材は対象外となります。
- ③ 付保割合追加特約補償分（掛金国庫負担無）・・・共済価額の最大2割を上乗せできます。（1割もしくは2割）〈特約追加の条件等〉
 ア ②・③の特約の追加については棟ごとに選択可能です。
 イ ②・③の特約は両方、またはいずれか1つのみを選択することができます。
 ウ ③は付保割合8割を選択した場合に付加することができます。

掛金は

$$\text{掛金等} = \text{共済金額} \times \text{掛金率} \times \frac{\text{補償期間}}{12 \text{ ヶ月}} \times \frac{1}{2} + \text{事務費賦課金}$$

- ポイント1** 掛金の**半分**を国が負担します。
 （共済金額の合計が1億6,000万円まで）
 ※ただし、復旧費用と付保割合追加特約には国の負担がありません。また、小損害不填補1万円特約を選択した場合の特約にかかる掛金についても全額加入者負担となります。

- ポイント2** 掛金は税金の控除対象となります。

- ポイント3** 危険段階別共済掛金率を導入しています。
 過去の被害率によって地域または農家ごとに掛金率を設定しています。

- ポイント4** 未被覆の期間も補償対象です。
 掛金率は被覆期間に比べて安くなっています。

